

平成 20 年度 大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会  
第 2 回利用対策部会

議事概要（案）

■ 日 時 平成 21 年 1 月 20 日（火） 13:30～16:30

■ 場 所 奈良県文化会館 多目的室

■ 出席者

<委員等>

田村 義彦	大台ヶ原・大峰の自然を守る会 会長
長嶋 俊介	鹿児島大学多島圏研究センター 教授
西田 正憲	奈良県立大学 教授
日比 伸子	橿原市昆虫館 資料学芸係長
横村 久子	京都女子大学 現代社会学部 教授
村上 興生	元京都大学 講師

<関係機関>

国土交通省 近畿運輸局 奈良運輸支局	首席運輸企画専門官	井上 景之
近畿中国森林管理局 三重森林管理署		(ご欠席)
奈良県 地域振興部 文化観光局 観光振興課	主査	杉村 和彦
奈良県 くらし創造部 景観・環境局 自然環境課	主幹	松浦 寛二
三重県 環境森林部 自然環境室	副参事	萩原 純
上北山村 建設産業課	主事	南 友二
川上村 地域振興課		(ご欠席)
大台町 宮川総合支所 産業室	係長	枡田 満
上北山村商工会		(ご欠席)
近畿日本鉄道(株) 大阪輸送統括部 営業課		(ご欠席)
奈良交通(株) 乗合バス事業部		(ご欠席)
奈良県タクシー協会	専務理事	岩橋 宣楨
吉野熊野観光開発(株)	専務取締役	林 彪

<事務局>

環境省 近畿地方環境事務所	所長	瀬川 俊郎
	統括自然保護企画官	田邊 仁
	国立公園・保全整備課長	杉田 高行
	自然保護官	吉澤 泰輔
同 吉野自然保護官事務所	自然保護官	濱名 功太郎
環境設計(株)	取締役	中橋 文夫
	計画設計室	三尾 尚己

■ 議 事

- (1) 新しい利用のあり方推進計画の評価について
- (2) 新しい利用の在り方推進計画の見直しについて

## ■ 議事概要

委員等からの主な意見等は、以下の通り。

### 1. 新しい利用のあり方推進計画の評価

#### (1) マイカー規制の実施 一パーク & シャトルバスライドー（資料2-1）

- ・ 「3. 取組の概要」の箇条書きの「・(中点)」と、「4. 取組の結果と評価」の「○数字」を対応するように記述してはどうか。  
⇒ 今後の資料づくりに活かす。
- ・ 「4. (1) 条件整理」の「b. 評価」について、3段落目の社会情勢の変化等による利用者数の減少傾向に関する記述は、1段落目でも記述しており、内容も重複しているため、「今後ともモニタリングによりその動向を把握し、今後の検討に役立てていく必要がある」との記述を残して削除してはどうか。
- ・ 「4. (1) 条件整理」の「b. 評価」について、「交通事業者の意向把握等といった未達成の検討項目も残っている」とは、どういったことか。  
⇒ 部会内における意見としては聞いているが、環境省から直接お伺いはしていないということ。こうしたことが分かる表現に改める。  
⇒ 「b. 評価」の3行目、「マイカー規制に関する交通事業者への意向把握は行えていない」という表現では正確性に欠ける。「マイカー規制（パーク&シャトルバスライド）に関する交通事業者への意向把握は行えていない」という表現にする。

#### (3) 総合的な利用メニューの充実 一特に利用の質の改善のための条件整備一

- ・ 「4. 各取組の結果と評価」の個別の評価について、「～～できた。」と記述している部分は、それぞれ課題が残っていることが分かる表記とすること。
- ・ 周辺地域の各種団体と連携した取組の中で、平成20年度に「大台ヶ原の自然展」を実施したが、その課題として、こうした連携事業は、あくまで始まったばかりであり、自然再生事業の成果を表に出せていないことや、他の新たな団体との連携の必要性があること等があげられる。
- ・ 「周回線歩道」という用語は、東大台地区の歩道についての名称であり、西大台地区的歩道について用いる場合は、本来正しくない。整理して記述すべき。  
⇒ 「周回線歩道」という表現は、西大台地区的歩道に適用しても分かりやすいため、定義付けた上で用いるべき。こうした大台ヶ原に特化した用語は定義集みたいなものがあれば分かりやすいと思う。
- ・ 「ビジターセンターの機能の充実」について、展示物の改修は「一部」であり、当初の展示物の中で使えなくなったものあり、検索用のパソコンは中身も更新されていない上に現在では使えなくなっているという現状もあり、評価を行う場合、注意が必要といえる。また、ふれあいコーディネーターも配置されただけでは意味がなく、吉野事務所と連携したスキルアップやプログラムの充実を図ること等が求められる。
- ・ 「ビジターセンターの機能の充実」については、奈良県、環境省、その他関係機関がよく連携して行なっていかなければならないものといえる。
- ・ 総括評価(案)の中で、関係機関との連携に関する評価の記述を追加する。

- ・ ソフト面は比較的進み、ハード面は遅れているという表現について、ソフト面に関わる取組は決して十分とはいはず、今後は予算措置を十分に確保して頂きたい。
- ・ 「ソフト面は比較的進み、ハード面は遅れている、この進捗の差により総合的な取組は十分行えていない」という表現について、誤解が生じる表現といえる。  
⇒ 「ソフト面は比較的進んでいるが課題は残っている」、「ハード面は若干遅れている」というのが現状といえる。また、「進捗の差により総合的な取組は十分行えていない」という表現は削除し、「総合的な取組を実施していくことが課題として残っている」ということを明記する。
- ・ ここで用いる用語として、「ソフト」は特に問題はないが、「ハード」は一般的なインフラ整備ではないため、誤解が生じる恐れがある。

#### (4) 新しい利用のあり方推進計画の総括評価（資料2-4）

- ・ 「4. 第2期計画に向けた課題」の文章は、資料2-1、資料2-2、資料2-3の修正と併せて整合を取る。
- ・ 「4. ①マイカー規制の実施に向けた課題」について、「地域住民等の理解を得られるような案を提示できなかった」ことだけが原因ではなく、「候補地を巡る混乱」があったことが最も大きな原因であったといえる。  
⇒ マイカー規制に対する理解について、これまでの部会内での発言を勘案するに、少なくとも交通事業者には理解が得られているといえる。  
⇒ マイカー規制に関する記述については、資料2-1と資料2-4で詳細に記述する。
- ・ 「4. ②より良好な森林地域の保全の強化に向けた課題」の中で、「西大台地区の魅力を売り込むためのPRを図る」という表現について、「売り込むための」という部分を削除する。
- ・ 「4. ③総合的な利用メニューの充実に向けた課題」の中で、「利用の質の改善に寄与することができた」との表現について、「利用の質の改善に向けた取組を行なうことができた」という表現に改めること。
- ・ 「4. ④利用のあり方を含めた計画全体に係る共通の課題」として、もう一步進めて、自然再生推進計画そのものに対して、環境省以外の組織が関わることができる仕組みに関する取組を行なっていきたい。

#### (5) 全体の資料について

- ・ すべての資料に関わって、「新しい利用のあり方推進計画」における3本柱の項目のタイトルについては、文章の中で分かりにくいところもあるため、サブタイトルも含めて表記するか、括弧書きで表記すべき。  
⇒ 他の部会における資料作成にも関わるため、環境省で整合を取ること。

## 2. 新しい利用のあり方推進計画の見直し（資料3）

### (1) 第1章「2. 社会環境の特性」

- ・ 土地利用状況について、人工林率に関わる記述や、自然林がどういったところに集中しているかといった記述を追加する。

**(2) 第3章「3. 利用の現状と課題」**

- ・ 西大台における利用者数の推移については、別立てで記載すべき。

**(3) 第4章「自然再生の基本的な考え方」**

- ・ 東大台における取組と西大台における取組の違いに留意して慎重な対応と啓発に取り組むといった内容をどこかに盛込むか、6番目の項目として盛込むべき。

**(4) 第5章「1. 目指すべき大台ヶ原の姿（長期目標）」**

- ・ 「利用との両立」の中の「質の改善」について、多様な主体の参画を得て自然再生事業を推進するといったポジティブな表現とする。
- ・ 自然再生事業の本来の目的に合った形での人と自然の関わり（関与）について言及する。

**(5) 第5章「2. (3) 新しい利用のあり方」**

- ・ 「③総合的な利用メニューの充実」について、単にハードとソフトの観点から総合的な取組を実施するのではなく、自然との関わりを含めた展開の可能性を模索する。また、多くの人々の理解を得ながら事業が質的に向上していくといったロマンを感じる展開も必要といえる。

**(6) 第6章「3. 新しい利用のあり方推進」**

- ・ 他の主体の参画を通じた再生事業、人と自然の共生に関するプログラムについて積極的な展開を図るといった3つ目の項目を設ける。  
⇒ 「積極的な展開」といった表現は、西大台における制限と矛盾する可能性もあるため、表現には注意が必要といえる。
- ・ 横断的取組に記述された内容は、非常に具体的で狭い意味合いにも取れる。もう少し広く捉えて記述すべきではないか。
- ・ 横断的取組については、山上の特別保護地区だけではなく、周辺部の国有林も含めた取組が必要といえる。  
⇒ 横断的取組の3つ目の項目として、「参画のあり方に関わる工夫と展開を行う」といった内容も盛込む。
- ・ 新しい利用のあり方推進における実施項目はこのままで良い。

文責 近畿地方環境事務所